

稻沢市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金

「補助金交付申請書兼完了報告書」に係るチェックリスト

内 容	注 意 事 項	チェック
『補助金交付申請書兼完了報告書』	<ul style="list-style-type: none"> ●必要事項を記入してください。 ●提出期限内に環境保全課まで、原則持参してください。 ●工事完了後 60日以内又は2月27日のいずれか早い日までに提出してください。 	<input type="checkbox"/>
(1) 設備の設置に要した費用の領収書の写し及びその内訳が記載された明細書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●領収書の名義は、申請者と同一であること。 (契約書が連名の場合も可) 銀行振込をした控えや振込明細書等では受付はできません。領収書を提出してください。 	<input type="checkbox"/>
(2) 保証書の写し(保証開始日が記載され、未使用品であることが確認できるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ●未使用品であることが確認できる機器の保証書の写し。(製造者が発行するもので、機器の型式、製造番号、保証開始日及び販売会社名が明記されているもの) ●申請者と保証書の名義が同一であること。 	<input type="checkbox"/>
(3) 設備の設置状況示すカラー写真	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅の全景 ●補助対象となる設備の設置状態が確認できるもの。 ●蓄電池、HEMS、V2H及び燃料電池システムにあっては機器本体に貼付されている型式、製造番号等が確認できる写真。ただし、HEMSにあっては、端末モニター等でシステムが起動していることが確認できるものを含む。 	<input type="checkbox"/>
(4) 太陽光発電設備を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●未使用品であることが確認できる機器の保証書の写し。 ●太陽電池モジュールの公称最大出力が確認できるもの。 ●電気事業者の系統に接続する場合にあっては、低圧連系の承諾が確認できる書類の写し又は売電を行う場合にあっては、余剰買取方式であることが確認できる書類の写し。 	<input type="checkbox"/>
(5) 高性能外皮等(ZEHに係るものに限る。)の場合	<ul style="list-style-type: none"> ●国ZEH支援事業の完了報告書及び補助金額確定通知書の写し又は「BELS評価書」により「ZEH」の確認ができるものの写し。 	<input type="checkbox"/>
(6) 断熱窓改修工事の場合	<ul style="list-style-type: none"> ●製造事業者等が発行する熱貫流率を記載した出荷証明書の写し又はこれに準ずるもの。 (熱貫流率が4.65W/m²·K以下である確認が取れるもの。) 	<input type="checkbox"/>
(7) 稲沢市税の完納を証明する『未納税額がない証明書』	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所課税課・支所・市民センターの窓口で『未納税額がない証明書』の交付申請をしてください。(交付申請日前30日以内に発行されたもの) 	<input type="checkbox"/>
(8) その他市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ●提出期限までに提出できなかった場合は、必ず遅延理由書を提出してください。 ●2月27日を過ぎた場合は、交付申請書兼完了報告書は受理できません。 	<input type="checkbox"/>

※書類の作成における注意点

- 金額の訂正はできません。書き損じた場合は、新しい用紙に記入してください。
- 太陽光発電システム：『保証書』に「公称最大出力」が記載されていない場合は、「公称最大出力」が確認できる『出力対比表等』を添付してください。
- 太陽光発電システム：電力受給契約を行う場合、(1)電力会社の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し、または(2)電力会社の発行する「系統連系に係る契約のご案内」等の低圧連系であることが確認できる書類の写しおよび一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターの発行する再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書等、余剰売電であることが確認できる書類の写しのいずれかが必要です。
- 各設備の補助対象は愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象機器です。
必ず愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の要綱・要領を確認してください。
- HEMS：端末モニター等でシステムが起動していることが確認できるものを添付してください。なお、情報端末が端末モニターとなる場合、スクリーンショット等、画面を印刷したものではなく、情報端末を含めた写真を提出してください。
- 交付申請兼完了報告の手続きをする前に、記入漏れがないか、添付書類が揃っているか、必ず確認してください。